

令和元年度自然保護官等研修特設(野生生物) 実施要綱

環境省環境調査研修所

1 目的

環境省入省5年目以上で、原則として、自然保護官等研修Ⅰ～Ⅲを受講済みであり、野生生物保護管理業務を担当している又は当該政策分野に関心のある自然系技官の職員を対象に、近年の国内外の野生生物に関わる社会的な課題及び動向、保全の技術や対策事例に関する学習、課題の共有とその解決のための演習等を通じ、地域の野生生物の保護管理の推進に役立つ心構えと技術を身につける。併せて、全員合宿による研修生間の交流により、悩みの共有、相互の啓発、ネットワークの形成を図る。

2 期間及び会場

- (1) 期間 令和2年1月7日(火)から1月9日(木)まで(3日間)
※期間中は受講者全員合宿制となります。
- (2) 会場 環境調査研修所 〒359-0042 埼玉県所沢市並木3-3
TEL 04-2994-9766 Fax 04-2994-9306

3 教科内容 別紙のとおり

4 研修予定人員 30名

5 研修を受ける資格

研修生は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 環境省入省5年目以上で、原則として、自然保護官等研修Ⅰ～Ⅲを受講済みであり、野生生物保護管理の政策を担う又は関心のある自然系技官の職員
- (2) 研修受講に支障のない健康状態にある者
- (3) 大臣官房秘書課長の推薦を受けた者

6 研修生推薦の有無

研修生を推薦する場合には、推薦書に別紙様式による被推薦者の「被推薦者名簿」、「略歴書」及び「行政事例」を添えて 令和元年11月29日(金)までに必着するよう環境調査研修所所長あて文書により通知すること。

7 研修生の決定

環境調査研修所所長は、6の推薦に基づいて研修生を決定の上、大臣官房秘書課長にその旨を通知する。

8 修了証書の交付

環境調査研修所所長は、所定の課程を受講した者(原則として1割以上欠課した者を除く。)に対して修了証書を交付する。
なお、受講の状態については、研修終了後大臣官房秘書課長に通知する。

9 経費

- (1) 往復に必要な旅費
環境調査研修所から支給する。
- (2) 滞在費
日額旅費を環境調査研修所から支給する。

* 次の情報を環境調査研修所ホームページ (URL <http://neti.env.go.jp>) に掲載しておりますので御参照ください。

◎ 「研修ガイドブック」 (研修受講に当たっての留意事項に関する情報を掲載しております。)

◎ 「実施要綱」及び「略歴書」・「行政事例」様式

別紙

自然保護官等研修特設(野生生物)教科内容

1. 【趣旨説明・討議】野生生物行政の潮流と課題を考える 1.5時間
近年の野生生物保護管理行政の課題を俯瞰し、本研修の目的や流れについて理解する。
 2. 【講義】野生生物の政策に関わる多様な課題・取組 7.5時間
海外における野生生物の持続可能な利用と保全の現状や、野生生物に関わる社会的な課題・動向、保全の技術や対策事例を学び、対策に当たっての考えを深める。
 - ①海外における野生生物の保護管理～ワシントン条約の潮流～ (1.5)
 - ②野生鳥獣の感染症対策 (1.5)
 - ③野生生物観光～保全と利用の好循環～ (1.5)
 - ④ゲノム情報を活用した希少種の保全管理 (1.5)
 - ⑤二次的自然に生息する種の保全 (1.5)
 3. 【講義・討議／グループワーク】 6.0時間
ノネコ対策の事例や、研修生が予め作成した行政事例のいくつかを用い、野生生物の保護管理についての多面的な課題を討議することにより、自らの視野を広げて課題解決の方向性を探る。
 - ①地域の野生生物管理の課題～ノネコ対策を例に～ (3.0)
 - ②希少種保全・外来種対策のための連携形成 (3.0)
 4. その他(開・閉講式、オリエンテーション、研修ガイダンス、自主討議) 2.5時間
- 合計 17.5時間

(注)

- * 都合により一部変更になることがあります。
- * 開講式は10時から行います。9時30分までに入所してください。
- * 閉講式終了時間は、15時45分を予定しておりますが、講義時間の延長等により若干遅れる場合があります。
- * 帰路の航空機、列車等の都合により、講義や閉講式等を欠席することは認めません。